

令和4年4月1日
3生セ第1231002号

「イノベーション創出強化研究推進事業（旧農林水産業・食品産業科学技術
研究推進事業 継続課題）」実施要領の廃止について

「イノベーション創出強化研究推進事業（旧農林水産業・食品産業科学技術研
究推進事業 継続課題）」実施要領（平成30年6月29日付け30生セ0329003号）
は、廃止する。

附 則

この取扱いは、令和4年4月1日から施行する。

なお、本実施要領に規定されていた「研究実施期間終了後の責務」については、
「イノベーション創出強化研究推進事業」実施要領（平成30年6月29日付け30
生セ第0329004号）における「事業終了後の責務」に引き継ぎ、引き続き効力を
有するものとする。